

「点字図書給付事業」に関するアンケート

全国地方自治体からの回答報告書



平成25年12月

社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会

見えない人の読書を応援する制度

これまで我が国の視覚障害者が様々な生活情報を確保するため、多くの関係者がそれを国の制度として確立されるよう行政機関に働きかけてきました。それらの願いは、古くは点字郵便料金の無料化、点字教科書の給付、点字及び録音図書製作に関する著作権法の改正、公共図書館による対面朗読と録音テープの貸出開始。そして1992年、国の制度として点字本の価格差補償制度と言うべき点字図書給付事業の実施など、時代の進展と共に重要な制度の改正と創設を続けて来ました。しかし、経済情勢の変化などを受け、制度がしっかり現場に定着していない面も多くあります。

今回、日本盲人社会福祉施設協議会点字出版部会が取り上げた価格差補償制度も、その一例として深刻な問題提起をしております。事の起こりは、1970年代に視覚障害を持つ若者たちで結成された視覚障害者読書権保障協議会が「私たちにも読書する権利がある」として公共図書館へのサービスを求めました。そして一方で、「私たちは普通の活字図書は読めないが、それを点字出版所が点訳して発行する点字本を読みたい。しかし発行部数が少ない点字本は定価がどうしても高くなる。でも、ただで読みたくはない。活字と同じ値段は出したいが、点字と活字の差額は公的に保障してほしい」ということを訴えました。これは20年後に厚生省の事業として実現されました。とても画期的な出来事でした。

ただ、その後の運用には曲折がありました。移動に不自由のある視覚障害当事者と福祉事務所との関わり、点字出版所と役所との事務的なやりとりのすれ違い、その後、障害者自立支援法によりこの制度は国から地方自治体に移管され、その対応と自己負担額が地域によって異なるようになりました。そのため、利用者・行政・点字出版所へ共通した方針を打ち出せるかどうかを探るべく、今回の調査が行われたと聞いています。

この調査結果を得て、制度として今後どう活かせるかが見えてくると嬉しいです。障害者の権利条約の批准が決定しましたが、情報保障の広がり求めてやまない視覚障害利用者の願いに対して、どのような合理的配慮ができるのか、各自治体のご担当者も点字出版施設もご一考頂ければ幸いです。

2013年12月

社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会

理事長 高橋 秀治

点字図書給付事業の改善をめざして

点字図書給付事業は、諸々の要因で非常に高くなる点字図書を、原本価格で視覚障害者が買えるようにした制度です。1992年に国の制度として始まり、視覚障害者の読書環境は大幅に改善されました。しかし、給付手続きの負担が大きいこと、かさばる点字図書の置き場所に困ること、中途視覚障害者の増加等で利用は徐々に減って来ました。さらに、2006年に事業が市町村に移管され、市町村によって運用や申請方法が異なったり、さらに手続きが煩雑になったりして、視覚障害者や点字出版所から改善を望む声が寄せられました。

そうした状況を踏まえ、給付手続きの負担が軽減されるように『豊かな点字読書を支える点字図書給付事業の円滑な利用のために』という啓発パンフレットを作成し、全国の市町村に配布する中で一定の改善が図られてきました。

しかし、当該事業の問題点は様々で、現状把握と問題点の改善を図るべく全国の市町村を対象に初の調査に取り組むことになりました。各市町村におかれては、調査の趣旨をご理解いただき、たいへん多くのご回答をお寄せいただきましたことに感謝申し上げます。集計結果についてはしっかりと分析を行い、視覚障害者のさらなる読書環境の改善と文化的で豊かな生活を支える基盤整備につなげていきたいと考えています。

なお、この調査報告は、埼玉県民共済生活協同組合様の助成により実施することができましたことに深く感謝申し上げます。

2013年12月

社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会

点字出版部会部会長 田中 正和

目 次

ごあいさつ

見えない人の読書を応援する制度
点字図書給付事業の改善をめざして

I	活動の経過と調査目的	1
II	アンケートの集計と分析	2
III	今回のアンケートで明らかになったこと及び今後の取り組み	19
IV	資料	
	送付ー① 全国地方自治体へ送付したアンケート用紙	21
	送付ー② 全国地方自治体へ送付した回答用紙・依頼文ほか	22
	送付ー③ 【参考資料 1】点字図書給付事業実施要綱	23
	送付ー④ 【参考資料 2】点字図書給付事業手続き概略図	24
	日本のおもな点字出版施設（平成25年12月10日現在）	25

（「IV 資料」と全体レイアウト：木谷 栄作）

I 活動の経過と調査目的

点字図書給付事業は、平成 4(1992) 年に運用が開始されました。その後、平成 18(2006) 年 10 月 1 日から、この制度の運用はすべて地方自治体に移管され 7 年が経過しました。

多くの自治体では、従来の「実施要綱」を継承されたようです。しかし、独自の方法で給付事業を実施されている自治体もあります。そのため、点字出版所では多様な事務手続きに追われています。また、視覚障害(児)者が利用するにあたり、手続きが煩雑で自治体とのやりとりを複数回強いられたり、自治体によってはあまりに日数がかかる場合もあったりで、年々利用が減っているのが現状です。

運用が地方自治体に移管される前年、平成 17(2005) 年 3 月には現在の活動主体「新・点字図書給付事業検討委員会」の前身である「点字図書給付事業事務簡素化ワーキンググループ」が、全国の視覚障害者を対象に「点字図書給付事業に関するアンケート」を実施し、その結果をまとめた「点字図書給付事業に関する調査研究報告書―事務簡素化を目指して―」という冊子を製作し、全国の自治体に配布しました。運用が地方自治体に移管された後に発足した当委員会は、平成 21(2009) 年 3 月に点字図書給付事業について理解を求めるための資料「豊かな点字読書を支える点字図書給付事業の円滑な利用のために」及び「点字図書給付事業をご理解いただくための資料」を製作し、全国の自治体に配布しました。これらの活動によって、点字図書給付事業の問題点がより鮮明となってきました。

今回の活動では、最も大きな課題である申請方法の統一と簡素化の改善を目指し、全国の市区町村を対象とするアンケート調査を行うこととしました。アンケートの内容には各自治体での点字図書給付事業の認知度や独自の制度の実態を把握する目的の質問も盛り込みました。

活動内容は、今年 8 月に東京ヘレン・ケラー協会点字出版所で第 1 回委員会を開催し、アンケートの質問内容の検討・役割分担・送付先等の確認をしました。9 月には点字出版部会の会員施設の意見を取り入れて再検討し、10 月 1 日付でメール便にて全国の自治体 1750 箇所を送付しました。10 月 18 日期限で回答を依頼し、郵送・FAX・E-mail でアンケート結果を回収しました。

その間、多くの自治体からアンケートについての問い合わせがありました。事業の実施に関して協力的な問い合わせが数多く寄せられ、視覚障害(児)者への点字図書給付・情報提供についての関心の高さがうかがえるとともに、合計 905 の自治体からご回答をいただきました。11 月には集計作業に入り、12 月に東京ヘレン・ケラー協会点字出版所で第 2 回委員会を開催し、結果を集計・分析し、調査結果報告としてこの冊子にまとめました。

(肥後 正幸)

Ⅱ アンケートの集計と分析

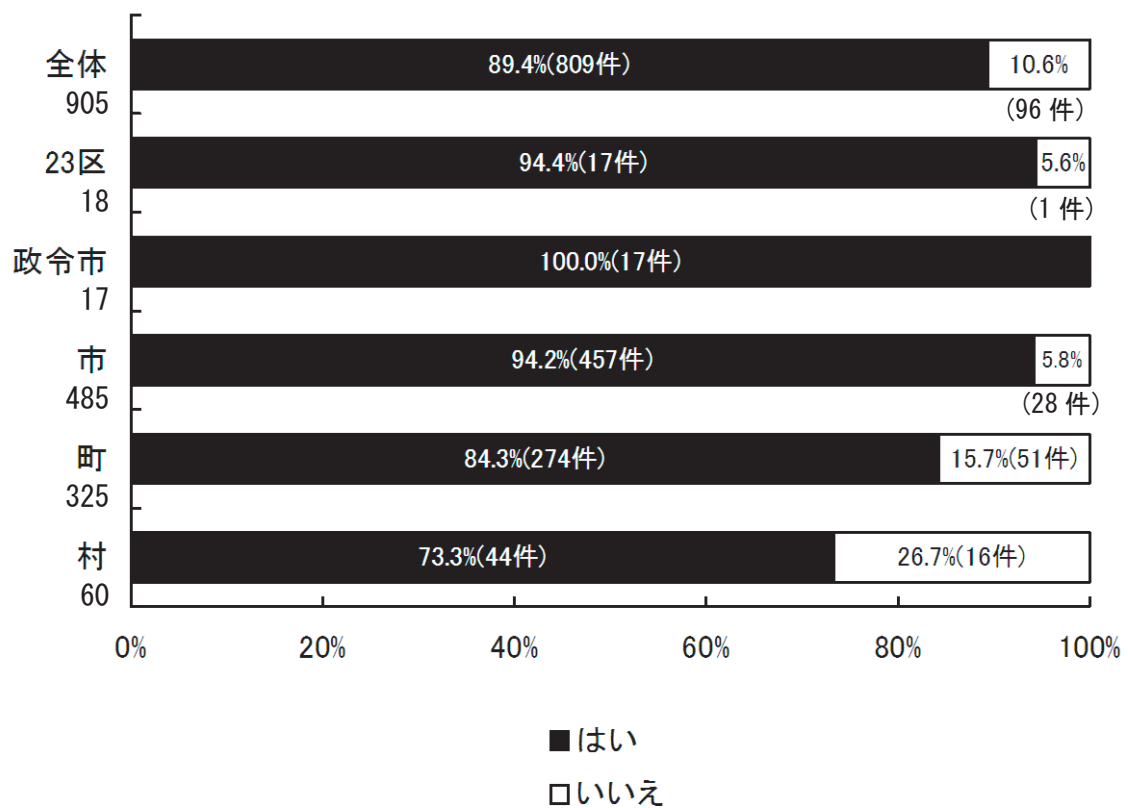
発送数：1,750（23区23、政令市20、市766、町757、村184）

回答数：905（23区18、政令市17、市485、町325、村60）

回収率：51.7%（23区78.3%、政令市85.0%、市63.3%、町42.9%、村32.6%）

※「全体」の数値は全回答数に対するものです。

問1. 点字図書給付事業の制度をご存じですか。

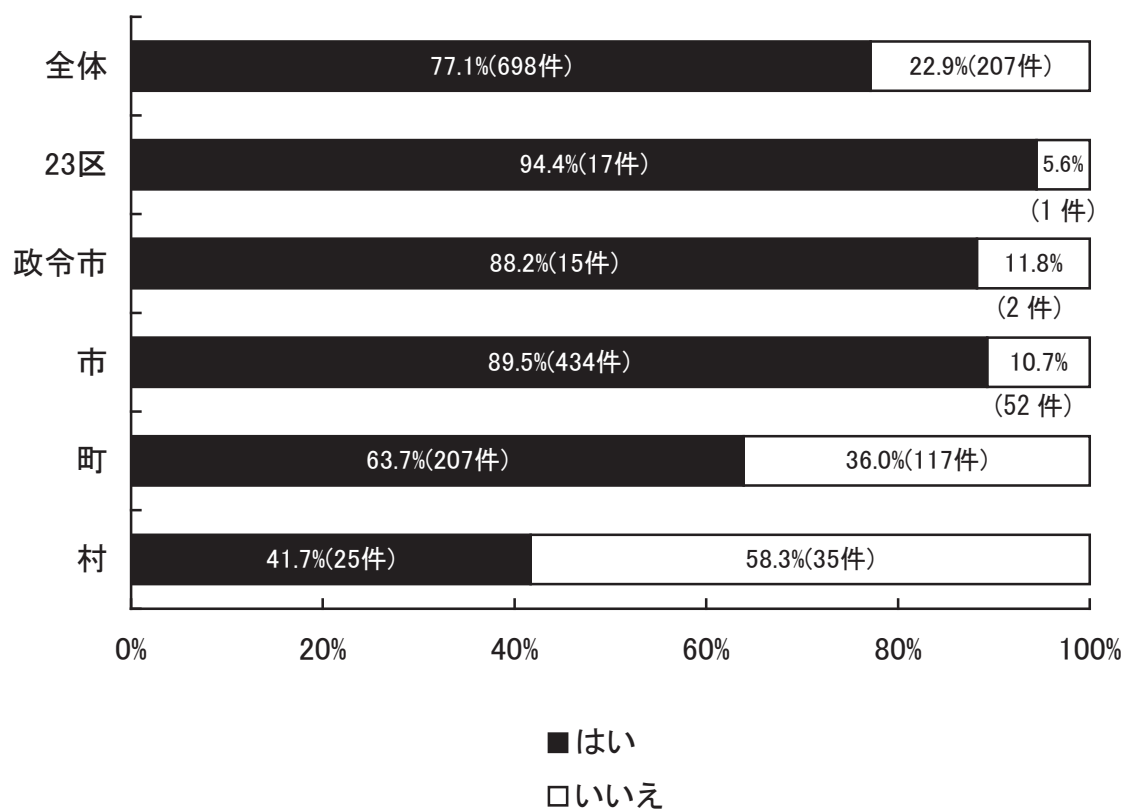


分析

点字図書給付事業の制度を知らないという自治体が1割ほどありました。

問2. 点字図書給付事業の制度を実施されていますか。

(複数回答をした自治体があったため、合計が一致しない箇所があります。)



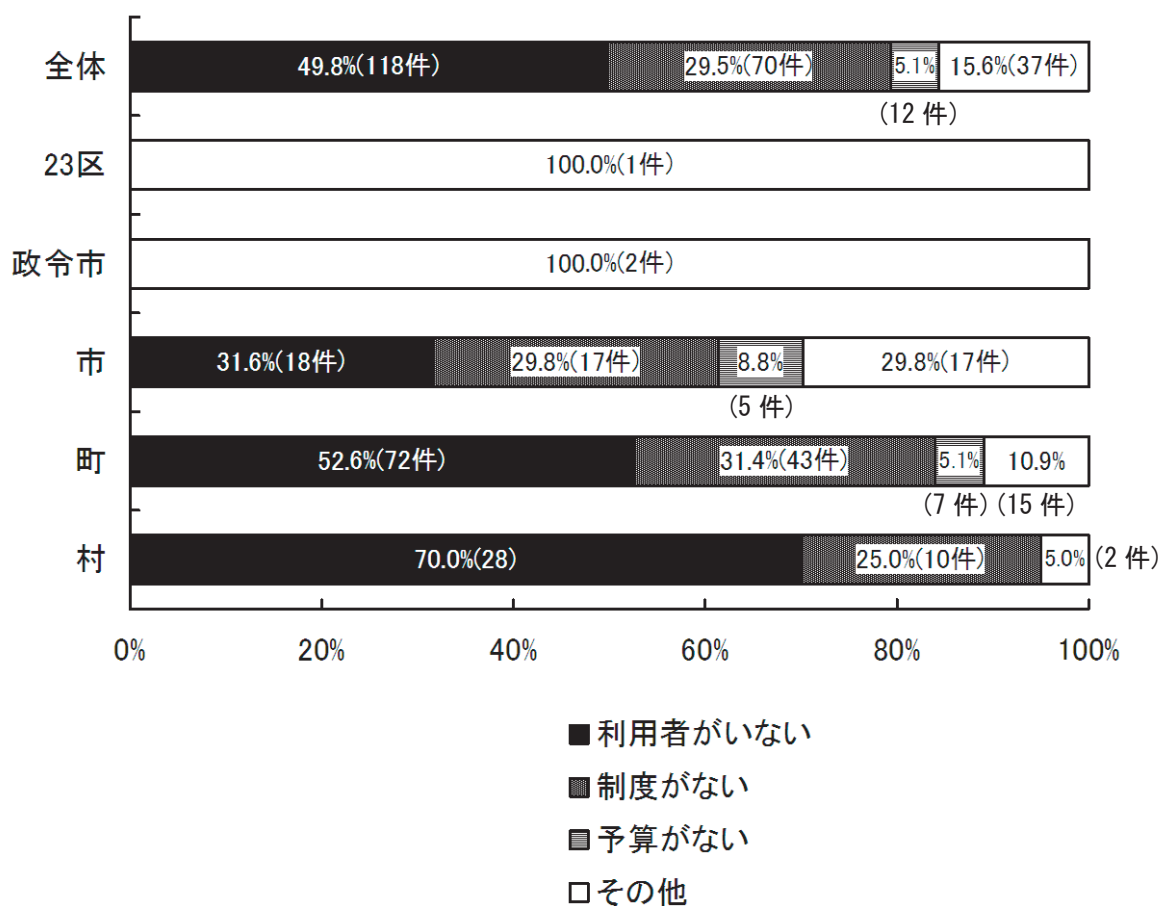
分析

制度を知っていながら実施をされていない自治体が22.9%ありました。

問3. 問2で「2. いいえ」と、お答えの自治体にお聞きします。

なぜ、実施されていないのですか。

(複数回答をした自治体があったため、合計が一致しない箇所があります。)

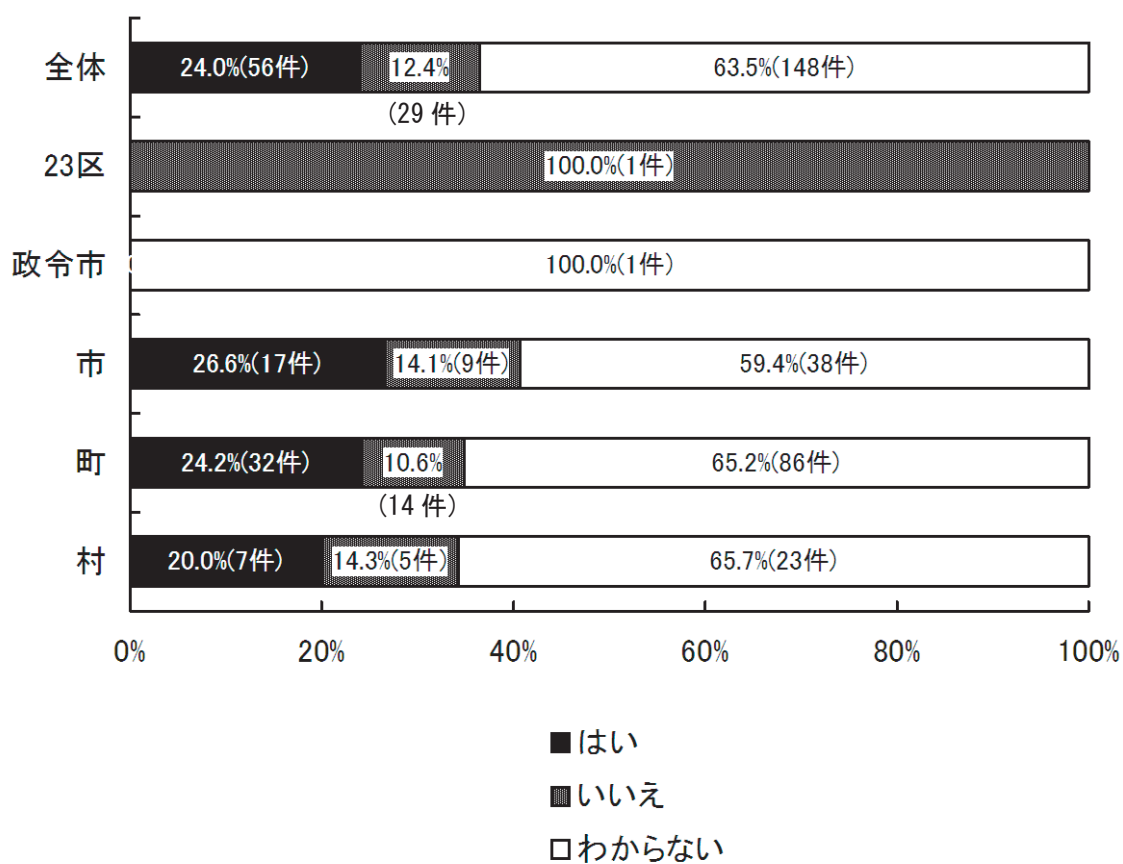


分析

問2の理由として「利用者がいない」が最も多く約50%で、ついで「制度がない」が約30%、「予算がない」が約5%でした。その他としては「利用者がいないまたは、少ないため、制度が定まらない。」「利用者はいるが制度を希望する方が少ない。」「県で点字図書の貸し出しを行っているため。」等の回答があった。やはり、利用者が少ないため、制度の認知が少ないと言えます。

問4. 今後、実施されるよう検討していただけますか。

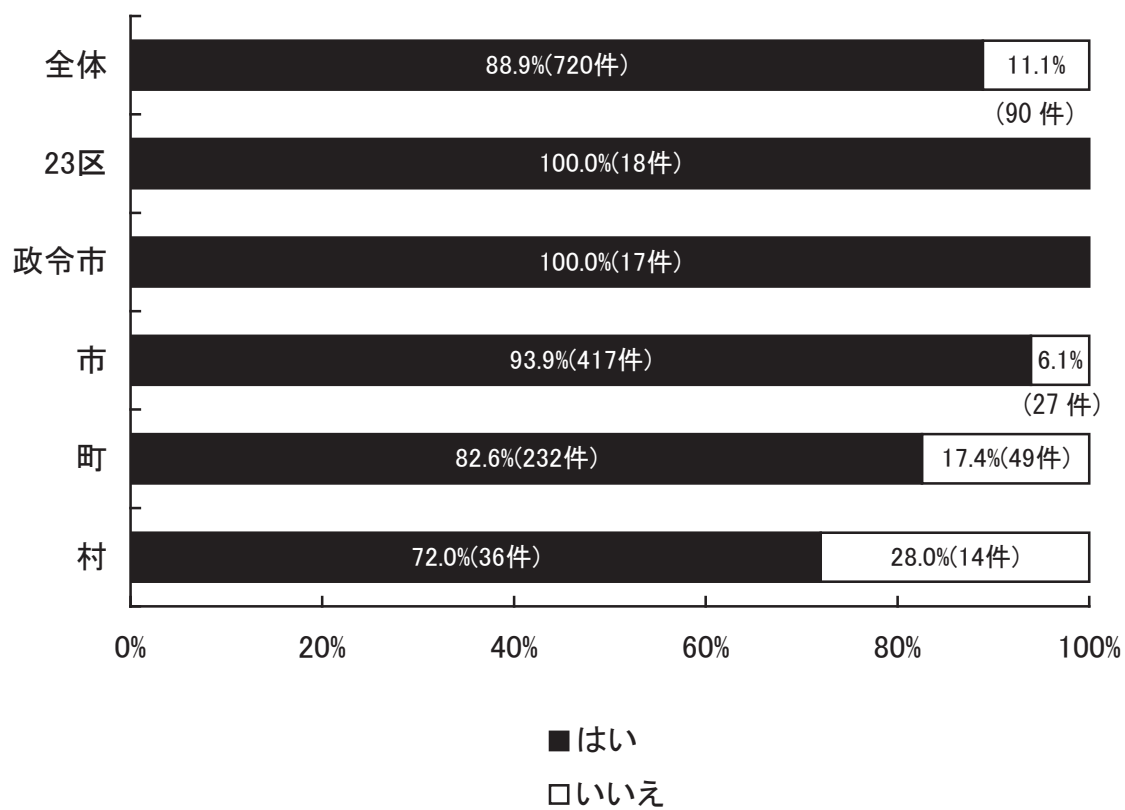
(複数回答をした自治体があったため、合計が一致しない箇所があります。)



分析

「今後、実施されるよう検討して頂けますか。」も6割以上が「わからない。」で、「利用者がいない。」がネックになっているようです。

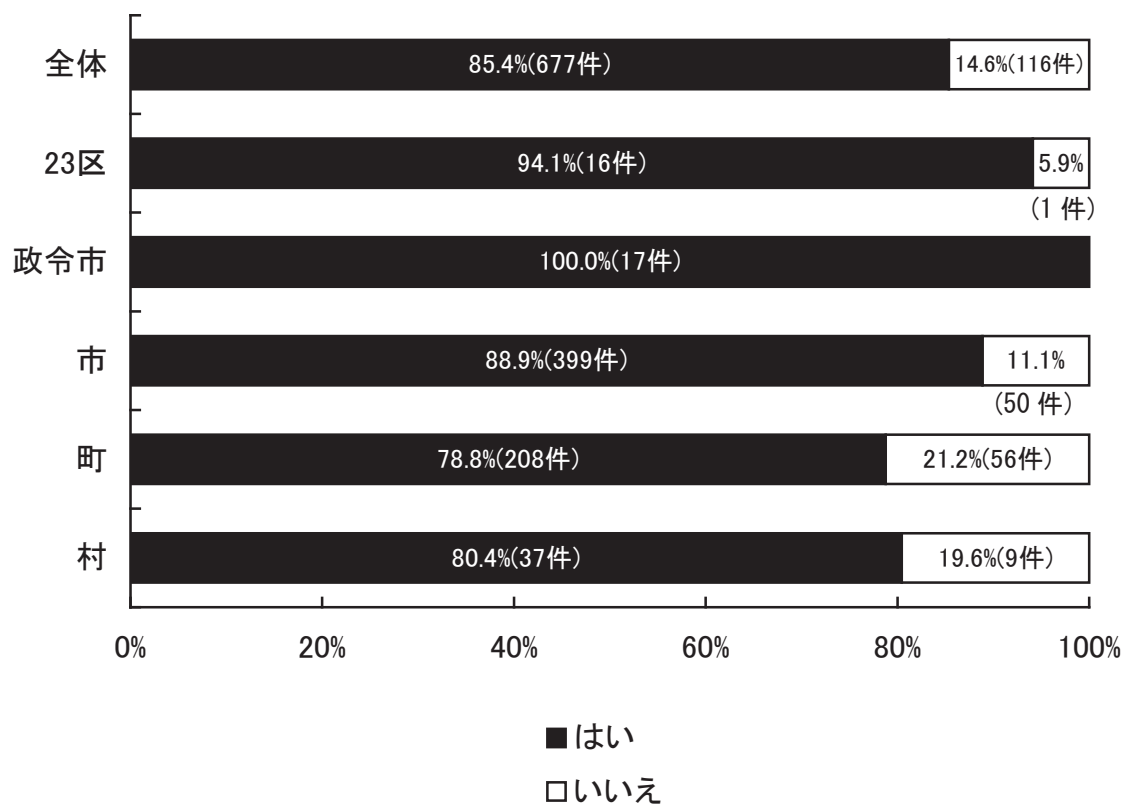
問5. 貴自治体での制度の仕組みについてご存じですか。



分析

「制度の仕組み」については 88.9%が理解されていました。

問6. 点字図書給付事業の手続き方法を踏襲されていますか。



分析

点字図書給付事業の手続き方法を「踏襲している」との回答が約85%でした。

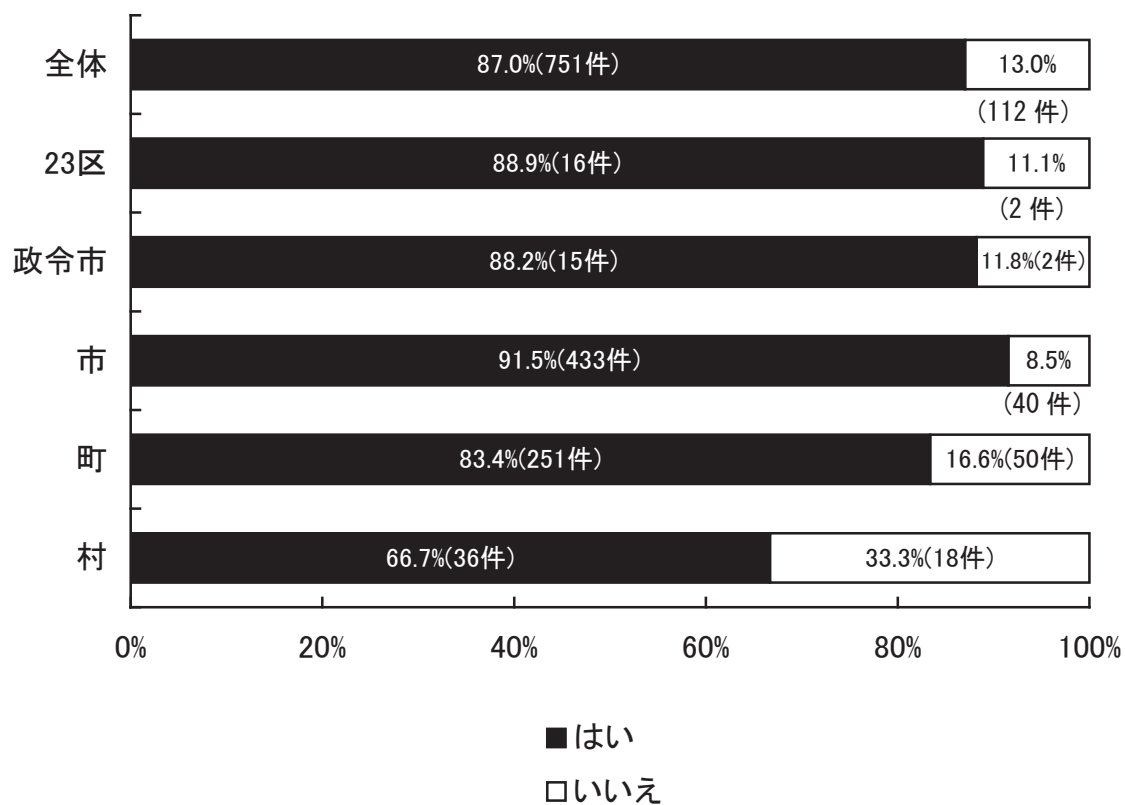
問7. 問6で「いいえ」とお答えの自治体をお願いいたします。

手続きの流れを説明した文書をご送付ください。

分析

47自治体から送っていただきました。

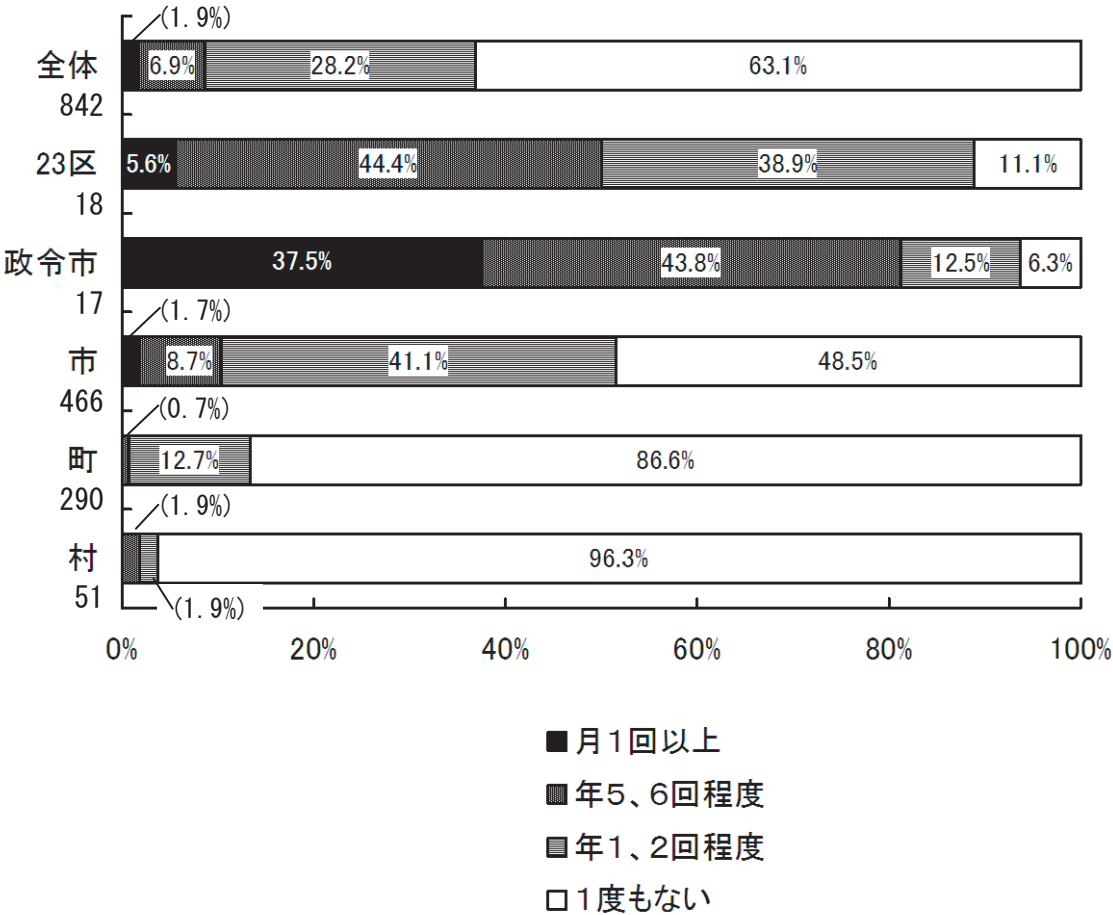
問 8. 点字図書給付事業は日常生活用具給付事業として位置づけられていますか。



分析

日常生活用具給付事業に「位置づけられている」と回答された自治体が87%でした。

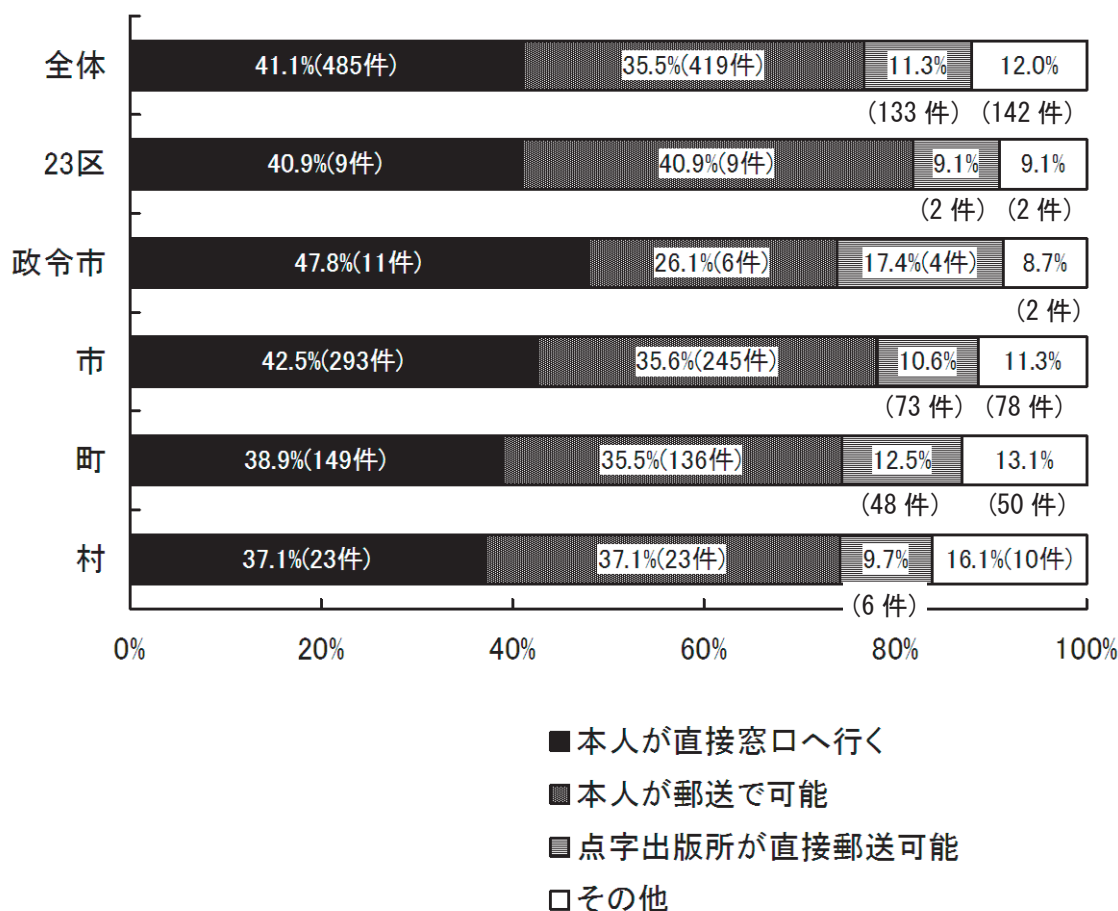
問9. 貴自治体で過去3年間でおよそどれ位の利用がありましたか。



分析

「過去3年間の利用者数」は全体では37%が利用があると回答されていますが、地域別に見ると利用は都市部に集中しています。

問 10. 利用者（視覚障害者）本人の点字図書給付手続き方法について。



分析

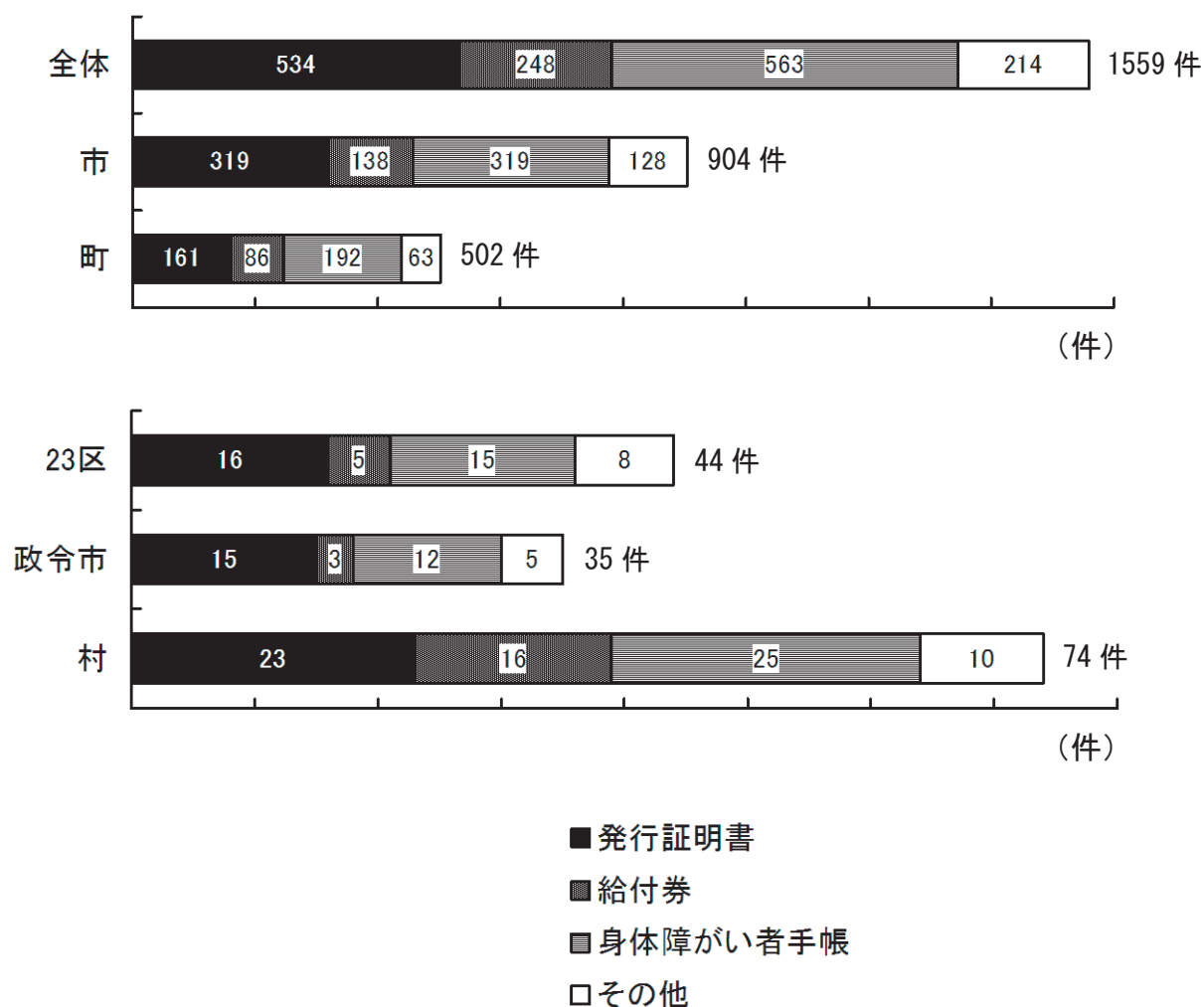
手続き方法については、約 76% の利用者が郵送も含め、本人が直接申請をします。（代理人の申請でも可能な自治体もいくつかありました。）11.3% の自治体が、点字出版所から直接郵送が可能でした。点字出版所からの直接郵送がは 1 割強ですが、これが増えてくれば、給付申請者も増えてくると思います。

その他としては、回答の内容はまちまちですが、「家族や代理人でも申請可能」「相談に応じる」とされる自治体が多く、視覚障害者に対し柔軟に対応されています。

問 11. 利用者本人との手続きで必要書類は何ですか。

(複数回答可)

※ 件数に差があるため見やすさを考慮して2つに分けています。

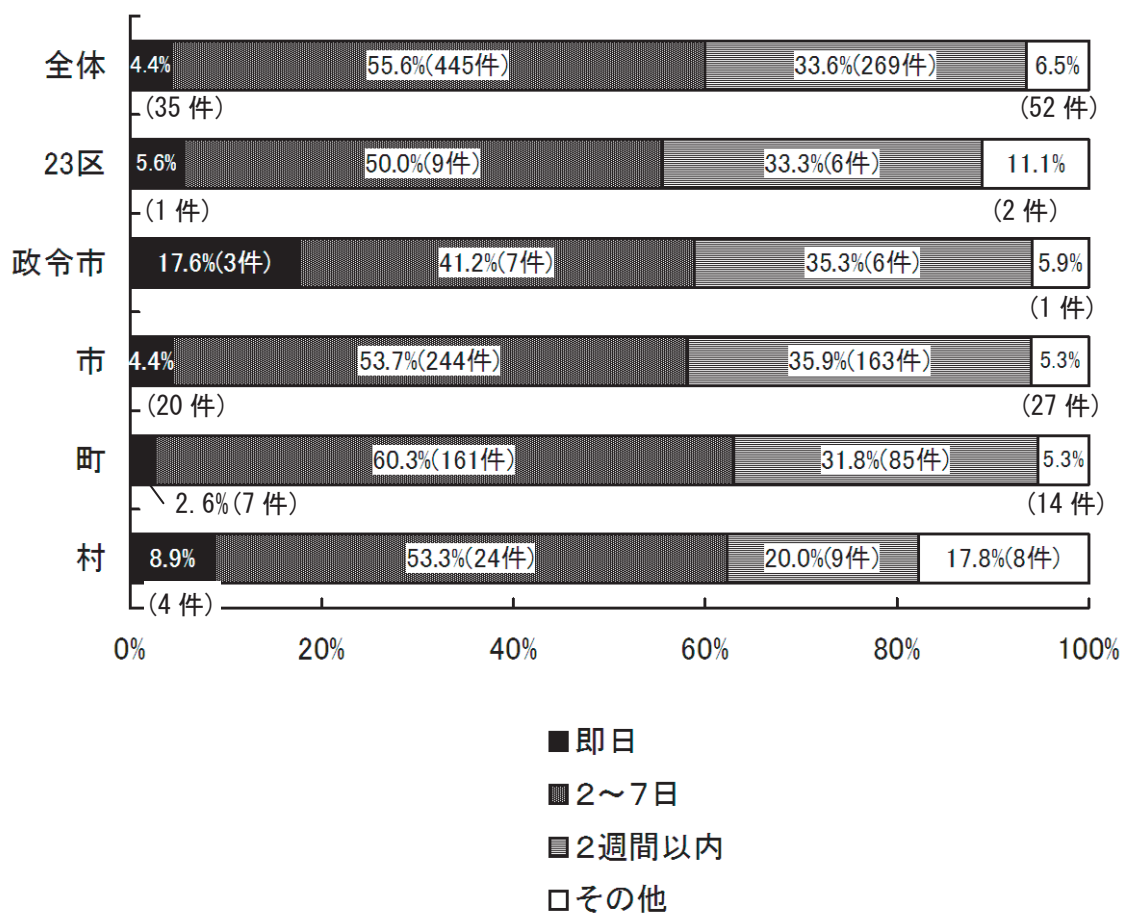


分析

「利用者本人の手続きで必要書類」については発行証明書・身体障がい者手帳はほぼ必須で、給付券も多くの自治体が必要としていました。

その他としては「印鑑」「申請書」「見積書」等を必要としている自治体もありました。また、「課税証明書」「医師の意見書（場合による）」「世帯全体の住民票の写し」など、図書の給付の申請としては不必要と思える書類を要求する自治体もありました。

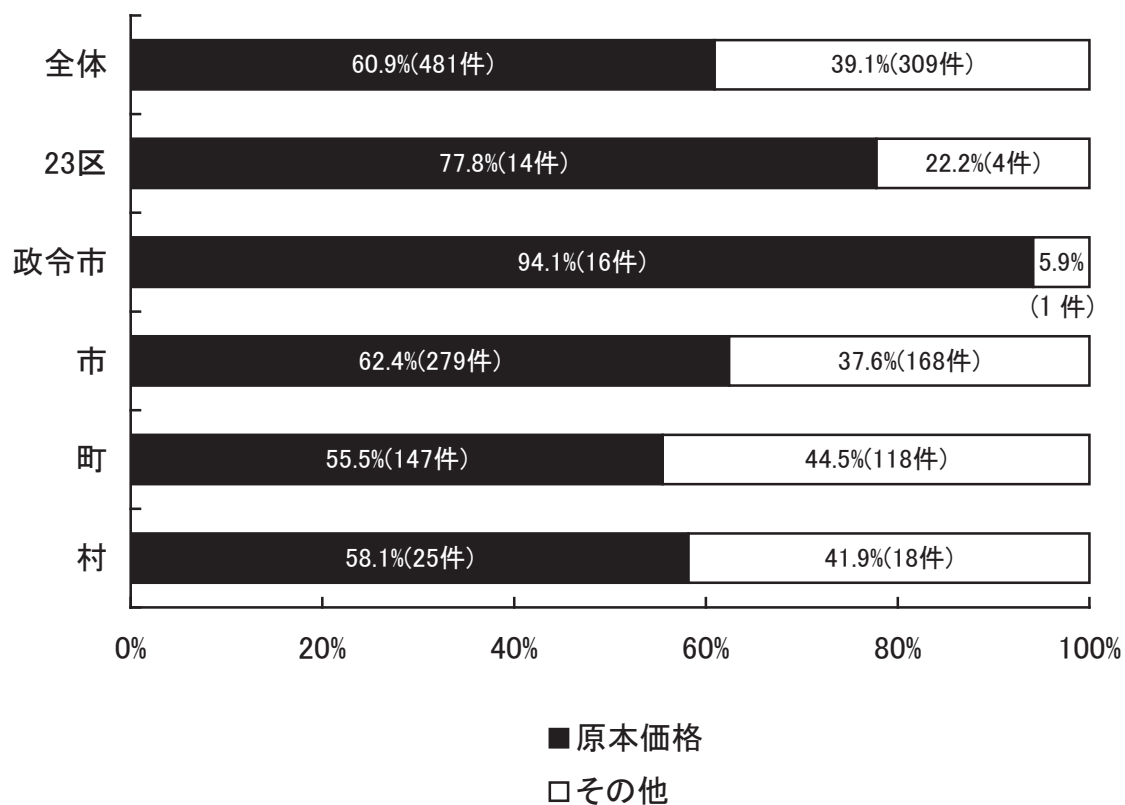
問 12. 利用者が申請をしてどの位の期間で承認されますか。



分析

「申請をして承認されるまでの期間」について、即日と回答があったのはわずか 4.4%でした。2～7日が 55.6%、次いで 2 週間以内が 33.6%でした。6.5%がその他でしたが、さらに長い期間かかるようです。この辺が利用者減少の要因となっていると言えます。

問 13. 利用者の自己負担金について。

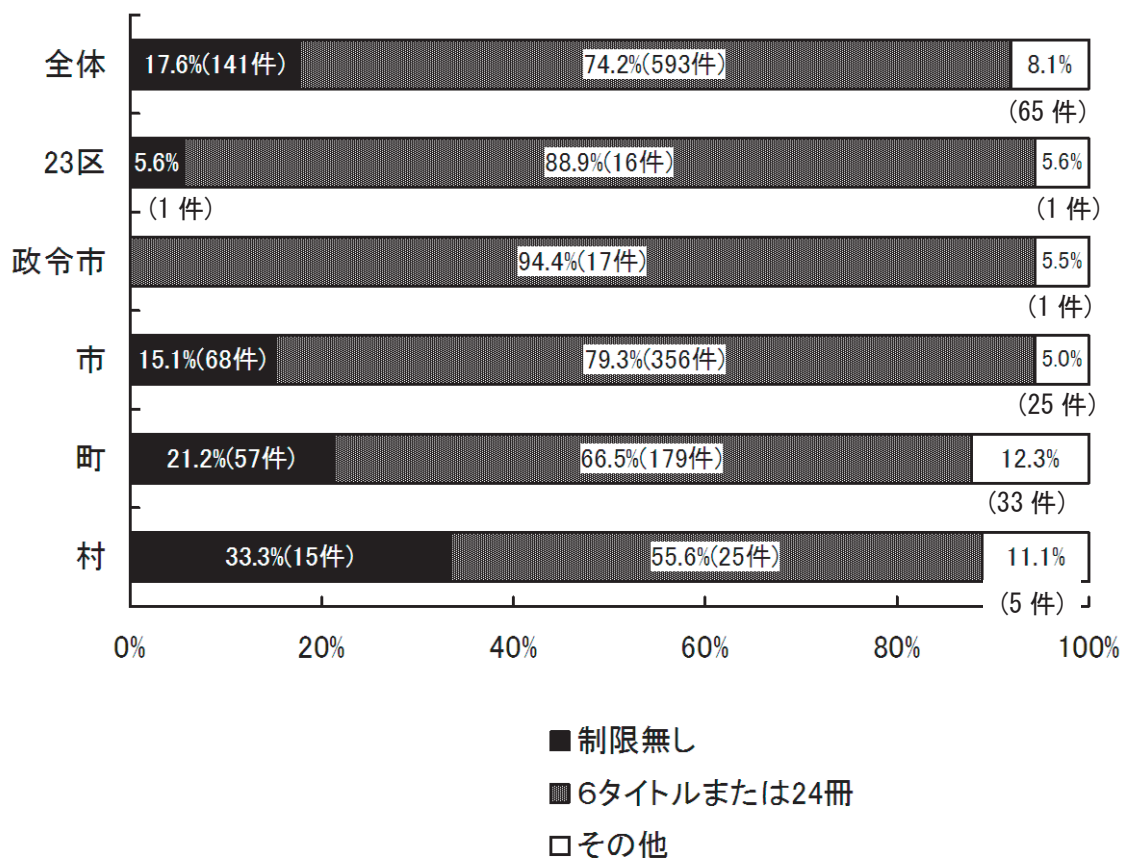


分析

その他の回答としては、点字図書価格の1割、非課税世帯は無料などがありました。

問 14. 給付対象図書のタイトル数・冊数について。

貴自治体では 1 人あたりの給付数に制限がありますか。

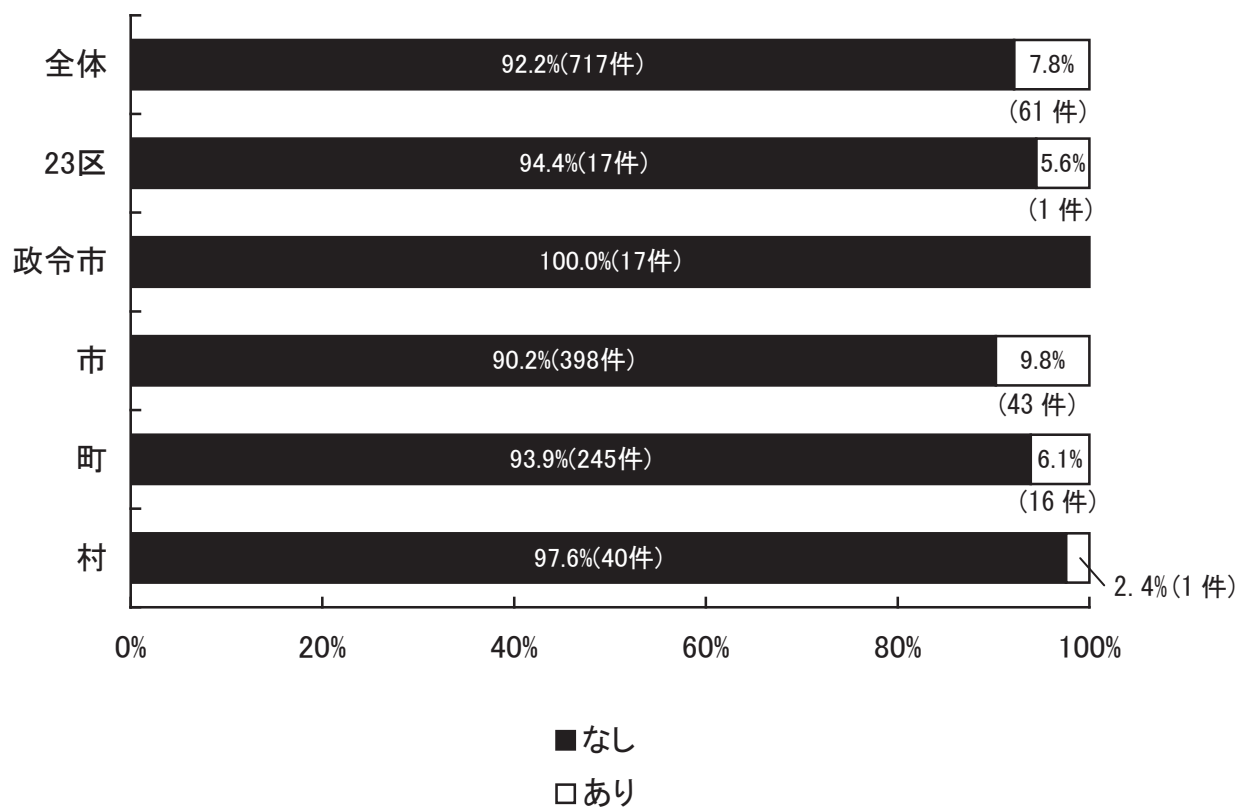


分析

「給付対象図書のタイトル数・冊数について。」は制限なしが 17.6%。従来どおり「6 タイトルまたは 24 冊」74.2%でした。その他も 8.1%あり、この給付枠の拡大も時間がかかりそうです。

その他としては、「定めていない」や「辞書等一括して購入しなければならないものは給付可能」がありました。

問 15. 1 タイトルあたりの価格に上限がありますか。

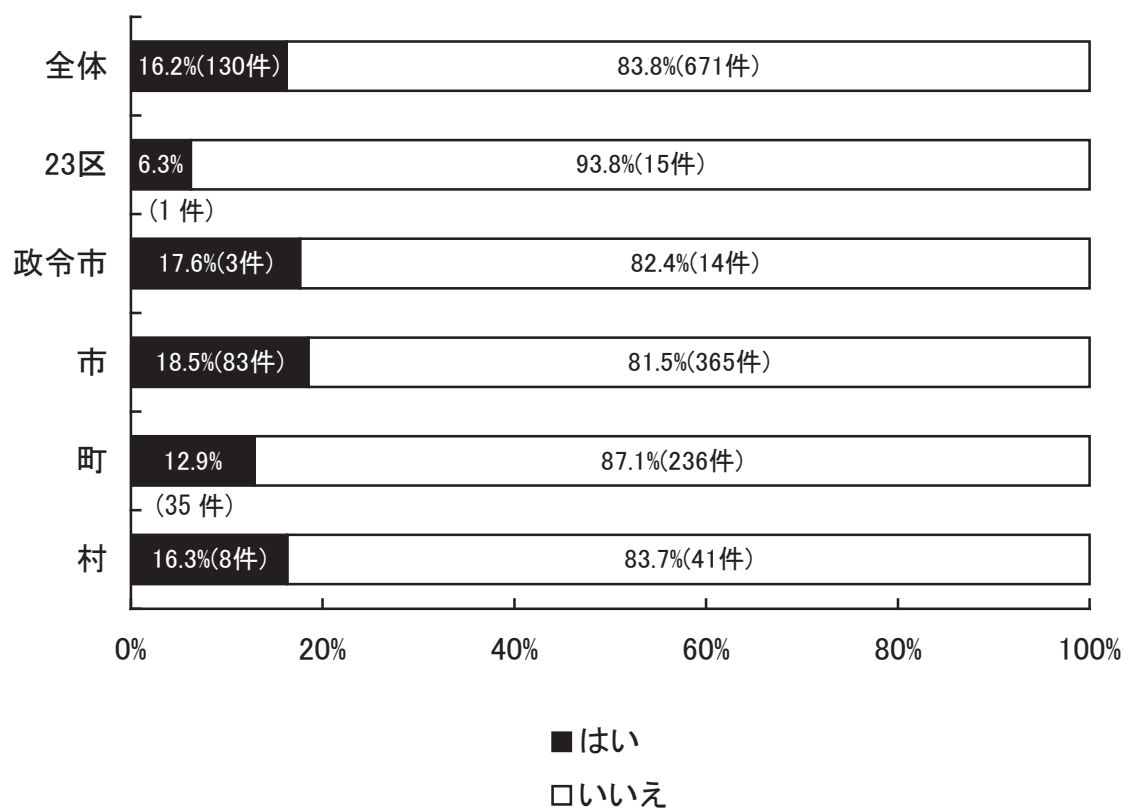


分析

「1 タイトルあたりの価格に上限がありますか。」については、92.2%が上限なしでした。

問 16. 点字雑誌について。

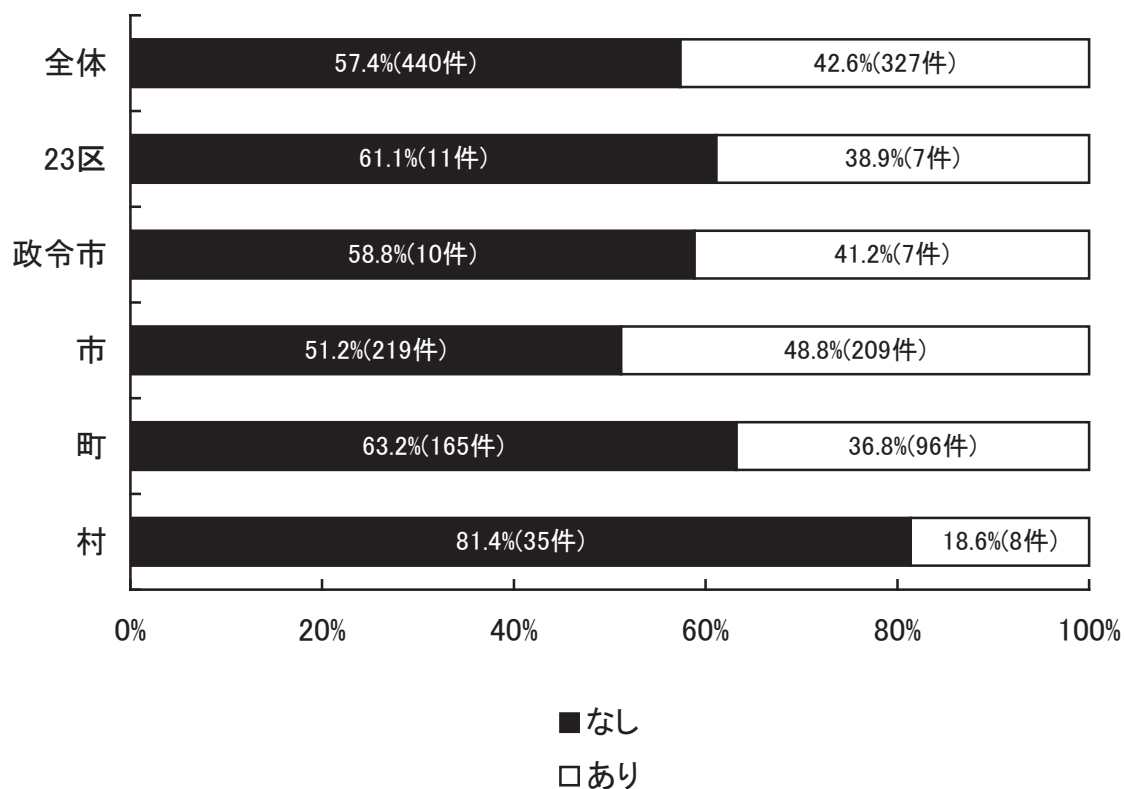
現在、貴自治体では、点字雑誌は給付対象になっていますか。



分析

給付可能な自治体は 16.2%でした。視覚障害者の情報源でもある雑誌の給付については給付事業に含めていただくことが望まれます。

問 17. 自治体と点字出版所との手続きで、請求書以外に必要な書類はありますか。



分析

「自治体と点字出版所との手続きで、請求書以外に必要な書類はありますか。」では、57.4%が必要ないでした。

問 18. 特に利用者のために、手続きを簡素化できる部分がありますか。

◇分析◇

郵送による簡素化。

問 19. 点字出版所に問い合わせたい件・ご要望等がございますか。

◇分析◇

特にありませんでした。

(肥後正幸・三宅 隆)

Ⅲ 今回のアンケートで明らかになったこと及び今後の取り組み

点字図書給付事業が厚生労働省主体から各自治体に移り、自治体の裁量による運用になりました。

今回のアンケートでは、点字図書給付事業を実施していなかったり、あるいは担当者が知らなかったりする割合は、自治体の規模が小さくなるのに比例して増えています（問1、問2）。実施していない理由として「利用者がいない」は町・村では半数を超えます（問3）。

点字図書給付事業を実施するにあたっては、多かれ少なかれ予算措置を講じなければなりません。しかし、今まで利用する視覚障害者がいないので予算を付けない凍結状態なのか、予算を付けないから事業そのものを廃止したのか。また、日常生活用具給付事業として給付しているので、あえて独立した事業として行う必要がないのか等、実施していない要因はいろいろと考えられます。実施していない自治体で、利用したいという視覚障害者からの要望が上がったら、是非、点字図書給付事業として実施してもらいたいものです。

この事業を知らない視覚障害者も多くいると思われます。点字図書は値段が高いからという理由で入手をあきらめている人や、事業を知らない人に周知する手段も考えなければなりません。

元々、点字図書給付事業は日常生活用具給付事業とは別の事業でした。しかし、今回のアンケートでは、給付を実施している自治体の9割近くが、日常生活用具給付事業として実施されています（問8）。障害者自立支援法の施行が区切りとなり、日常生活用具給付事業内の「点字図書」に組み込まれたためだと思われます。

本来、初回の台帳登録時をのぞき、点字図書給付事業は障害の等級や所得に関係なく、点字図書給付対象出版施設で発行した「点字図書発行証明書」を、申請書に添えて提出すれば給付を受けられるものでした。ところが現状は、所得や税金の証明書、住民票、給付券などの提出が必要な自治体もあり、この事業を利用する際の高いハードルになっています（問11）。申請のために視覚障害者が自治体や点字出版施設とやり取りして書類をそろえて、自治体は全ての書類に不備がないかどうかチェックをして給付の許可を与える。これは、視覚障害者も自治体も点字出版施設も手間と時間がかかるだけです。申請したらその場で承認していただきたいものです。

申請手続きの方法は、本人や点字出版施設が書類を郵送しても受理してくれる自治体が、本人が直接窓口に行って提出する自治体より若干上回っています（問10）。平成23年度の厚生労働省の調査では、身体障害者手帳を所持している在宅の視覚障害者の内、65歳以上の人が全体の69%を占めます。また、その内の63%が1,2級の身体障害者手帳所持者です。

目が見えないご高齢の方が、本を手にするために役所に出向いて手続きをするのは大変です。都市部とは違い、郵便ポストまで遠かったり、交通の利便の悪い地域に住んでいればなおさらです。点字図書給付申請の件数が23区や政令市で多いのは、住んでいる視覚障害者の人数もさることながら、このような事情も多分にあると思われます（問9）。全ての自治体で給付台帳に登録後は、郵送による申請で済ますことができる配慮をお願いすることも必要です。

点字図書の年間の給付数や、1タイトルあたりの価格上限は、厚生労働省が主体であった時の設定を踏襲しているところがほとんどです（問14、問15）。一般の図書は全国どこで買っても同じ値段ですが、点字図書の場合は、居住している自治体によって自己負担は、原本になった図書と同じ価格だったり、点字図書の価格の1割だったり、金額が異なる状況も生じています。どこに住んでいても同じ福祉サービスが受けられることを望みます。

「視覚障害者が点字による情報入手を容易にするため」という、点字図書給付事業の目的に沿うものとして、点字雑誌も点字図書と同様に必要な情報媒体と認めて、給付対象にしている自治体が、全体数の約2割存在します（問16）。国の福祉施策や視覚障害児教育、視覚障害者関連の団体の動きなど、点字図書では知ることができない、タイムリーな情報や身近な話題は、点字雑誌や点字新聞から入手しています。したがって、点字雑誌・新聞を給付対象に加えてもらう働きかけも必要です。

人間が得ている情報量は視覚から83%、聴覚から11%、嗅覚から3.5%、触覚から1.5%、味覚から1%と言われています。情報入手が困難な視覚障害者にとって、83%の情報量を別の手段で少しでも補うために、点字図書給付事業はなくてはならないものです。

この事業が発足して20年以上経ち、国から地方自治体に主体が移り7年が経ちました。今回、全国の自治体にアンケートを行って状況を把握することができました。前述したのは課題のほんの一部であり、日本盲人社会福祉施設協議会点字出版部会で検討して、取り組んでいかなければならないと思います。そして点字出版部会だけではなく、このアンケート結果をホームページに載せて、自治体の担当部署の方にもご覧いただき、利用者である視覚障害者からも自治体に要望を伝えてもらうなど、三者が一体となってこの事業を、時代に即した、より良く、利用しやすい事業に発展させていけたらと切に願います。

（藤永 昇）

送付一① 全国地方自治体へ送付したアンケート用紙

アンケート

回答は別紙回答用紙にご記入の上、郵送・FAX・E-mailのいずれかでご返送下さい。

郵送の場合は同封の封筒にて、FAX・E-mailの場合は下記へお願いいたします。

回答は**10月18日(金)**までにご返送下さい。

FAX 03-6908-9526 (社会福祉法人 桜 雲 会)

E-mail higo@toten.or.jp (社会福祉法人 東京点字出版所)

このアンケートについてのお問い合わせ先

社会福祉法人 東京点字出版所

担当者 肥 後 正 幸

TEL 0422-48-2221

E-mail higo@toten.or.jp

市区町村名・担当部署(課)名・ご担当者名・電話番号・E-mailをお書き下さい。

問1. 点字図書給付事業の制度をご存じですか。

1. はい
2. いいえ

問2. 点字図書給付事業の制度を実施されていますか。

1. はい
2. いいえ

- 1 -

問3. 問2で「2. いいえ」と、お答えの自治体にお聞きします。

なぜ、実施されていないのですか。

1. 利用者がいない
2. 制度がない
3. 予算がない
4. その他 ()

問4. 今後、実施されるよう検討していただけますか。

1. はい
2. いいえ
3. わからない

問5. 貴自治体での制度の仕組みについてご存じですか。

1. はい
2. いいえ

問6. 点字図書給付事業の手続き方法を踏襲されていますか。

1. はい
2. いいえ

問7. 問6で「いいえ」とお答えの自治体にお願いいたします。

手続きの流れを説明した文書をご送付ください。

問8. 点字図書給付事業は日常生活用具給付事業として位置づけられていますか。

1. はい
2. いいえ

- 2 -

問9. 貴自治体で過去3年間でおよそどれ位の利用がありましたか。

1. 月1回以上
2. 年5、6回程度
3. 年1、2回程度
4. 1度もない

問10. 利用者(視覚障害者)本人の点字図書給付手続き方法について。

1. 本人が直接窓口に行く
2. 本人が郵送で可能
3. 点字出版所が直接郵送可能
4. その他 ()

問11. 利用者本人との手続きで必要書類は何ですか。

(複数回答可)

1. 発行証明書
2. 給付券
3. 身体障がい者手帳
4. その他 ()

問12. 利用者が申請をしてどの位の期間で承認されますか。

1. 即日
2. 2～7日
3. 2週間以内
4. その他 ()

問13. 利用者の自己負担金について。

1. 原本価格
2. その他 ()

- 3 -

問14. 給付対象図書のタイトル数・冊数について。

貴自治体では1人あたりの給付数に制限がありますか。

1. 制限無し
2. 6タイトルまたは24冊
3. その他 ()

問15. 1タイトルあたりの価格に上限がありますか。

1. なし
2. あり(具体的に:)

問16. 点字雑誌について。

現在、貴自治体では、点字雑誌は給付対象になっていますか。

1. はい
2. いいえ

問17. 自治体と点字出版所との手続きで、請求書以外に必要書類はありますか。

1. なし
2. あり(具体的に:)

問18. 特に利用者のために、手続きを簡素化できる部分はありますか。

()

問19. 点字出版所に問い合わせたい件・ご要望等がございますか。

()

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

- 4 -

送付一② 全国地方自治体へ送付した回答用紙・依頼文ほか

回答用紙

郵送の場合は同封の封筒にて、
FAXの場合は **03-6908-9526**（社会福祉法人 桜雲会）、
E-mailの場合は **higo@toten.or.jp**（社会福祉法人 東京点字出版所）へ
お願いいたします。
回答は**10月18日（金）**までにご返送下さい。

市区町村名 _____

担当部署（課）名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

E-mail _____

問1. 1. はい 2. いいえ

問2. 1. はい 2. いいえ

問3. 1. 利用者がいない 2. 制度がない 3. 予算がない
4. その他（ _____ ）

問4. 1. はい 2. いいえ 3. わからない

問5. 1. はい 2. いいえ

問6. 1. はい 2. いいえ

問7.（ _____ ）

問8. 1. はい 2. いいえ

問9. 1. 月1回以上 2. 年5、6回程度 3. 年1、2回程度 4. 1度もない

問10. 1. 本人が直接窓口に行く 2. 本人が郵送で可能 3. 点字出版所が直接郵送可能
4. その他（ _____ ）

問11. 1. 発行証明書 2. 給付券 3. 身体障がい者手帳
4. その他（ _____ ）

問12. 1. 即日 2. 2～7日 3. 2週間以内
4. その他（ _____ ）

問13. 1. 原本価格 2. その他（ _____ ）

問14. 1. 制限無し 2. 6タイトルまたは24冊
3. その他（ _____ ）

問15. 1. なし
2. あり（具体的に： _____ ）

問16. 1. はい 2. いいえ

問17. 1. なし
2. あり（具体的に： _____ ）

問18.（ _____ ）

問19.（ _____ ）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

- 1 -

- 2 -

平成 25 年 10 月 1 日

障害福祉担当課 御中

日本盲人社会福祉施設協議会
点字出版部会長 田中正和

「点字図書給付事業」に関するアンケートのお願い

平素は視覚障害者福祉に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、私ども日本盲人社会福祉施設協議会点字出版部に加盟する全国の点字出版所
では、長年にわたり点字教科書の出版や視覚障害者の生活や文化を支える点字図書や雑
誌の出版、自治体等の点字版広報誌の製作を担ってきました。しかし、点字図書の価格
は、製作の手間や少数の関係で活字図書の 5 倍～10 倍と非常に高く、個人では容易
に買えませんでした。そうした中、買って読みたいという視覚障害者の長年の要望と運
動が実り、1992 年に国の制度として「点字図書給付事業」が始まり、原本価格で買え
るようになりました。
その後、障害者自立支援法が 2006 年 10 月に本格的に施行され、「点字図書給付事業」
は国から地方自治体に移管され、今日に至っています。その結果、自治体によって運用
や申請方法が異なる状況となり、視覚障害者や点字出版所から改善を望む声が寄せられ
ています。
今回のアンケートは、全ての市区町村を対象に実施いたします。アンケートの実態調
査を踏まえ、問題点や課題を把握し、よりよい制度となるよう改善に取り組んでいき
たいと存じます。
お忙しいところ大変恐縮ですが、ご回答は**10月18日（金）**までに郵送・FAX・E-mail
のいずれかでご返送下さい。

日盲社協会館



社会福祉法人
日本盲人社会福祉施設協議会
（略称：日盲社協）
〒110-0016 東京都台東区台東3-1-6

1698790
158

社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会点字出版部会
新・点字図書給付事業検討委員会 行

アンケート回答在中

東京都新宿区高田馬場四十一—十四—一〇二
社会福祉法人桜雲会内

新館北局
承認
6549
送付有効期間
平成25年10月31日
まで【明手不課】

〒110-0016 東京都台東区台東3-1-6

- 22 -

【参考資料 1】

以下は、点字図書給付事業発足当初の運用指針となった文書です。

〔点字図書給付事業実施要綱〕（厚生労働省文書）

1. 目的

視覚障害者にとって重要な情報手段である点字図書は、一般図書に比較して高額であるため、点字図書による情報の入手が著しく妨げられているので、点字図書を給付することにより、点字図書による情報の入手を容易にし、その福祉の増進に資することを目的とする。

2. 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3. 給付対象者

主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者とする。

4. 給付対象の点字図書

月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。

5. 給付の限度

給付対象者一人につき、点字図書で年間6タイトル、または、24巻を限度とする。（但し、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。）

6. 点字図書を給付することができる出版施設

別途定める「点字図書給付対象出版施設」とする。（以下、「出版施設」という。）

7. （1）市町村は、給付を受けようとする者（これを現に扶養している者も含む。）の申請に基づき、その申請者が給付対象者として適格であるか確認し、該当者を「点字図書給付台帳」（別紙様式1〔略〕）（以下「給付台帳」という。）に登録のうえ、実施するものとする。

（2）申請者は、出版施設に電話等で、給付を希望する点字図書の「点字図書発行証明書」（別紙様式2〔略〕）（以下「証明書」という。）送付を依頼し、その証明書を添えて居住地の市町村に点字図書の給付を申請する。

（3）市町村は、申請者・出版施設等の事項を確認のうえ、給付台帳に必要事項を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付する。

（4）申請者は、証明書に自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を添えて、出版施設に申し込み、点字図書の給付を受ける。

（5）市町村は、出版施設からの請求に基づき、給付台帳と確認のうえ公費負担分（点字書価格から自己負担額を控除した額）を出版施設に支払うものとする。

8. 自己負担

点字図書の給付を受けた者、又は、これを扶養する者は、「重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱」の規定にかかわらず、証明書に記載されている自己負担額を、出版施設に申し込み時に支払うものとする。

9. 実施上の留意事項

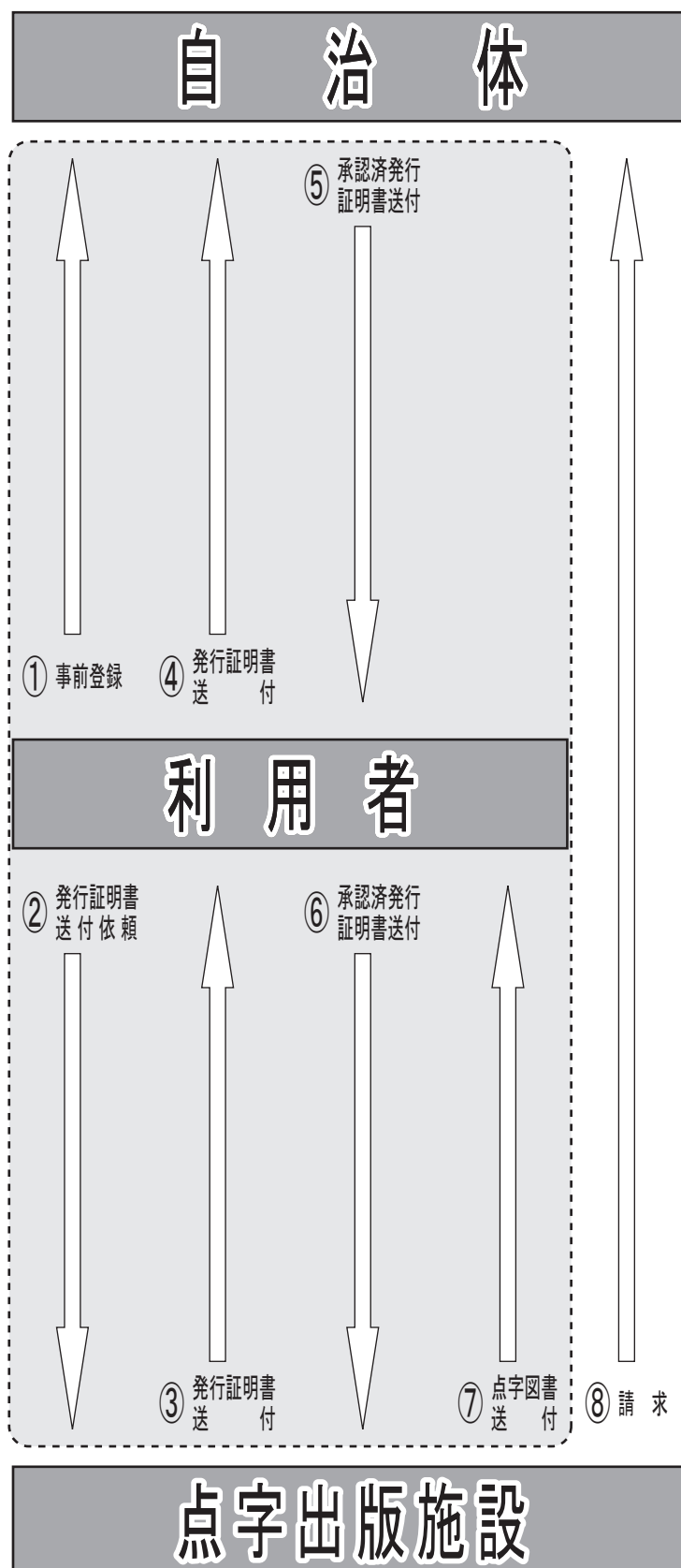
（1）市町村は、申請に基づき管内の給付対象者を把握するとともに、必要事項を登録台帳に記載し、台帳を整備しておくこと。

（2）市町村は、郵送による給付申請の受付等、給付を受けようとする視覚障害者の利便を考慮して実施すること。

（3）市町村は、事業実施に際して地域住民（給付対象の視覚障害者）に対して、事業内容を十分周知徹底させること。

【参考資料 2】

手続き概略図



各自治体によって若干異なりますが、手続きの概略は以下のとおりです。

①利用者は在住の市区町村（福祉事務所等）へ登録し、市区町村は台帳に記載する。

②利用者は各出版施設に必要な本の「点字図書発行証明書」の発行を依頼する。

③各出版施設は「発行証明書」を発行し利用者に送る。

④利用者はそれを市区町村（福祉事務所等）に持参する（送る）。

⑤市区町村は「発行証明書」に証明をして利用者に渡す（送る）。

⑥利用者は「発行証明書」と自己負担分を各出版施設に送って申し込む。

⑦各出版施設は点字図書を利用者に送る。

⑧各出版施設は差額を市区町村に請求する。

なお、「発行証明書」は年度をまたがらないことを原則としていますので、ご注意ください。

日本のおもな点字出版施設

(平成25年12月10日現在)

日盲社協点字出版部会会員施設および日本盲人会連合施設は、制度発足当初より、厚生労働省から点字図書給付事業の指定を受けておりました。その後、名称や組織が変わったり、新たに会員になった施設などを追加記載しております。以下、順不同です。

施設名	電話番号
任意団体 点字印刷・出版 雑草の会	TEL 03-3810-1241
社会福祉法人 ぶどうの木 ロゴス点字図書館出版部	TEL 03-5632-4428
社会福祉法人 信愛福祉協会点字出版部	TEL 03-3489-4049
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター	TEL 03-5310-5051
社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会 点字出版所	TEL 03-3200-1310
社会福祉法人 日本点字図書館 図書製作部	TEL 03-3209-0671
社会福祉法人 桜雲会	TEL 03-5337-7866
社会福祉法人 国際視覚障害者援護協会	TEL 03-5392-4002
社会福祉法人 東京点字出版所	TEL 0422-48-2221
社会福祉法人 東京光の家 光の家栄光園	TEL 042-581-2340
社会福祉法人 光友会 神奈川ワークショップ	TEL 0466-48-1500
社会福祉法人 石川県視覚障害者情報文化センター	TEL 076-222-8781
社会福祉法人 名古屋盲人情報文化センター 点字出版部	TEL 052-654-4523
任意団体 エスケービー	TEL 0568-28-3166
社会福祉法人 京都ライトハウス 情報製作センター	TEL 075-462-4446
社会福祉法人 京都視覚障害者支援センター 紫野点字社	TEL 075-333-0171
N P O 法人 点字民報社	TEL 06-6697-9053
社会福祉法人 日本ライトハウス 点字情報技術センター	TEL 06-6784-4414
株式会社 毎日新聞社 点字毎日編集部	TEL 06-6346-8386
任意団体 日本漢点字協会	TEL 06-6831-4565
N P O 法人 ワークスペースこすもす	TEL 0743-84-4321
社会福祉法人 兵庫県視覚障害者福祉協会	TEL 078-222-5556
社会福祉法人 岡山ライトハウス 点字出版所	TEL 086-241-4226
一般社団法人 広島ブレイルセンター	TEL 082-516-8411
公益社団法人 広島市視覚障害者福祉協会 点字出版部	TEL 082-249-7177
社会福祉法人 佐賀ライトハウス 六星館	TEL 0952-29-6621
社会福祉法人 日本盲人会連合 点字出版所	TEL 03-3200-6157

新・点字図書給付事業検討委員会

委員長 肥後正幸（東京点字出版所）
委員 木谷栄作（日本ライトハウス点字情報技術センター）
委員 藤永昇（東京ヘレン・ケラー協会点字出版所）
委員 三宅隆（桜雲会）

部会長 田中正和（京都ライトハウス）
事務局長 橋口勇男（日本ライトハウス）

「点字図書給付事業」に関するアンケート 全国地方自治体からの回答報告書

2013 年 12 月発行

編 著 日本盲人社会福祉施設協議会点字出版部会
発 行 者 社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会
〒110-0016 東京都台東区台東 3-1-6
電話 03-6240-1452
印刷・製本 アポロ印刷株式会社
〒540-0022 大阪市中央区糸屋町 2-3-1

この冊子は、「埼玉県民共済生活協同組合」のご助成により作成したものです。